電子提供措置の開始日2026年５月29日

株　主　各　位

第55回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

サン電子株式会社

（証券コード：6736）

会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び従業員は、役員規程及び社員就業規則に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。

・事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するために、コンプライアンス規程を策定しコンプライアンス担当役員を置く。

・当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。

・代表取締役社長直轄の内部監査担当部門は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

・法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には迅速に情報を把握し、その対処に努める。

・反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「取締役会」、「経営会議」及びその他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長、執行役員及びその他の者による重要な決裁に係る情報、並びに財務、その他の管理業務、リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と執行役員の役割を明確にする。

・取締役会規程を定め、原則月１回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。

・業務執行に当たっては業務分掌規程と組織規程において責任と権限を定める。

・重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役と執行役員をメンバーとする経営会議において審議する。

・取締役会の運用に関する事項を取締役会規程に、取締役に関する基本事項を役員規程に定める。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役、執行役、業務を執行する従業員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
・当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を原則四半期毎に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は子会社に、当社のリスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図るよう求める。
・当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告する体制を構築するよう求める。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
・当社は、原則四半期毎に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。

ニ．子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社は子会社に、その取締役等及び従業員が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
・当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査等委員会が選定する監査等委員及び内部監査担当部門による評価を求める。
・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見及びその是正を図るために、内部通報窓口制度を導入し利用することを求める。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
・内部監査担当部門の従業員は、監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査補助スタッフ」という。）として、監査等委員会の職務を補助する。

⑦ 監査補助スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
・監査補助スタッフは、代表取締役及び監査等委員会と監査等委員会が選定する監査等委員からの指揮命令に従う。
・監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）と従業員は、監査等委員会の職務を補助すべき監査補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査等委員会に報告する。

・監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。

・監査等委員会が選定する監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は従業員にその説明を求めることができる。

ロ．当社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（この項目において「取締役等」という。）及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

・子会社の取締役等及び従業員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

・子会社の取締役等及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告を行い、担当部門は監査等委員会に報告する。

・当社の子会社を管理する部門及び内部監査担当部門は、定期的に当社の監査等委員会に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑩ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、当社の監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを内部通報制度運用規程に明記する。

⑪ 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

・当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑫ その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役と監査等委員会との間で定期的な意見交換会を開催する。

・監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社が反社会的に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても、あってはならない。

・当社の従業員（当社で働く全ての人）は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、排除する姿勢を示さなければならない。

ロ．反社会的勢力排除に向けた体制

・反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程及び反社会的勢力対応規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図ります。組織的には、コンプライアンス担当役員，総務担当部門長，法務担当部門長及び顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

以上の体制に基づき当事業年度に実施した当社及び当社の子会社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

・当社及び当社の子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社の内部監査担当部門が定期的に評価し、代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に結果を報告しています。

② 取締役の職務執行

・取締役は、取締役会を16回開催し、１．中期・短期計画の決定、２．各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担当する業務の執行状況の報告、３．当社及び当社の子会社の月次業績等の報告による経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策の確認と議論等を行っています。

・取締役（社外取締役を除く。）は、月に１回開催される経営会議にて、各事業部門の業務遂行状況に関する報告を各部門責任者から受け、重要事項を審議・調整しています。

③ 監査等委員会の職務執行

・監査等委員全員は、取締役会において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務の執行状況の報告を受け、議案の審議、決議に参加しています。

・常勤監査等委員は、月に１回開催される経営会議に出席し、各取締役及び各部門責任者からの報告により、業務の執行状況を把握しています。

・監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会において定められた監査計画に従って各種重要書類の閲覧、各取締役及び各部門責任者へのヒアリング、各事業拠点及び子会社への往査等により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況及び従業員の職務の執行状況を調査しています。

・監査等委員会が選定する監査等委員は、内部監査担当部門及び会計監査人と、定期的に情報・意見交換を行っています。

・監査等委員は、監査等委員会を14回開催し、監査等委員会が選定する監査等委員が調査した結果及び収集した情報の報告と意見交換を行っています。

④ コンプライアンス

・当社及び当社の子会社は、社員就業規則、コンプライアンス規程及び行動規範を定め、従業員に対して適宜法令・社内規程遵守の重要性を指導・教育しています。また、職制による指揮及びモニタリングを行うとともに、当社の内部監査担当部門が当社各部門及び当社の子会社の法令・社内規程の遵守状況を定期的にモニタリングしています。

・当社及び当社の子会社は、法令違反・不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部監査担当部門内と監査等委員である社外取締役を窓口とした内部通報制度を設けるとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止しています。

⑤ リスク管理体制

・当社の各部門責任者は、部門の業務の遂行上で発生するリスクを常に把握し、毎月の経営会議に報告しています。
・内部監査担当部門は、各部門のリスク状況を確認するために部門責任者へ定期的なヒアリングを実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しています。
・代表取締役社長直轄のガバナンス統括本部内にリスク管理室を設け、グループ全体のリスク状況を確認するため部門責任者へ定期的なヒアリングを実施し、その結果を代表取締役社長、ガバナンス統括本部長に報告しています。
・当社の子会社を担当する当社の取締役は、当社の子会社が開催する取締役会等の会議に参加し、当社の子会社が抱えるリスクに関する報告を受け、当社の取締役会に報告しています。

⑥ 子会社経営管理

・当社の経理担当部門は、関係会社管理規程に基づき、当社の子会社の財務状況及び重要事項について、当社の子会社から毎月報告を受けています。
・当社の子会社を担当する当社の取締役は、当社の子会社が開催する取締役会等の会議に参加し、当社の子会社の経営状況及び重要事項に関する報告を受け、当社の取締役会に報告しています。
・内部監査担当部門は、毎年当社の子会社に対して内部統制監査を実施し、結果を代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しています。

⑦ 内部監査

・内部監査担当部門は、代表取締役社長と監査等委員会の承認を得た年間の監査計画に従い、当社及び当社の子会社、持分法適用会社の内部監査（財務報告に係る内部統制監査も含む）を実施し、監査結果及び改善に向けた提言を、代表取締役社長、対象部門責任者及び監査等委員会に報告しています。

【連結注記表】

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

（1） 連結子会社の数	６社
（2） 連結子会社の名称	イードリーム株式会社 サンデジタルヘルス株式会社 EKTech Holdings Sdn. Bhd. EKTech Communications Sdn. Bhd. EKTech Systems Engineering Sdn. Bhd. EKTech Eureka MSC Sdn. Bhd.

2. 持分法の適用に関する事項

（1） 持分法適用関連会社の数	15社
（2） 持分法適用関連会社の名称	Cellebrite DI Ltd. Cellebrite Inc. Cellebrite GmbH Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Cellebrite Soluções de Inteligência Digital Ltda Cellebrite Digital Intelligence Solutions Private Limited Cellebrite UK Limited Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd. Cellebrite France SAS Cellebrite Japan株式会社 Cellebrite Australia PTY Limited Cellebrite Digital Intelligence LP Cellebrite Federal Solutions Inc. Corellium, Inc. SCG Canada Inc.

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

① 新規

・該当事項はありません。

② 除外

・該当事項はありません。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

① 新規

・株式取得により２社増加
Corellium, Inc.
SCG Canada Inc.

② 除外

・該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

下記の連結子会社の決算日は12月31日であります。
EKTech Holdings Sdn. Bhd.
EKTech Communications Sdn. Bhd.
EKTech Systems Engineering Sdn. Bhd.
EKTech Eureka MSC Sdn. Bhd.
なお、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社間取引にかかる会計記録の重要な不一致については、連結上必要な調整を行っております。
その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）

② デリバティブ　時価法

③　棚卸資産

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製　品	当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法を採用しております。また、在外連結子会社は主として先入先出法に基づく低価法を採用しております。
仕掛品	
受託開発品及びアプリケーション開発費用	個別法による原価法を採用しております。
上記以外の仕掛品	総平均法による原価法を採用しております。
原材料	当社は移動平均法による原価法を採用しております。国内連結子会社は主として総平均法に基づく原価法を採用しております。

(2)　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）	当社及び国内連結子会社は定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。 また、在外連結子会社は定額法を適用しております。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。 建物及び構築物　10年～50年 工具、器具及び備品　２年～20年
②　無形固定資産（リース資産を除く）	
のれん	20年以内の合理的な期間に基づく定額法
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間に基づく定額法
市場販売目的ソフトウェア	見込販売収益（数量）又は有効見込期間（３年以内）に基づく定額法
上記以外の無形固定資産	定額法
③　リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権等の貸倒れによる損失に備えるため、回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法	当社及び一部の連結子会社は確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。 また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法（５ステップアプローチ）

以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。また、顧客から取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、グローバルデータインテリジェンス事業において、複数の履行義務を含む契約の場合、独立販売価格に基づいて取引価格を各履行義務に配分しております。

(2) 主な取引における収益の認識

① 物品販売に係る収益認識

物品販売においては、デジタルフォレンジック機器、エンターテインメント関連機器、M2M通信機器、ウェルネス関連機器等の製造・販売を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として認識しております。

物品販売は、引渡時において、物品に対する支配が顧客に移転するため、引渡時点で収益を認識しております。

② 開発に係る収益認識

開発売上においては、顧客からの受注に基づいて開発したソフトウェアを提供する業務を履行義務として認識しております。

開発売上は、顧客の検収時において、ソフトウェアに対する支配が顧客に移転するため、顧客における検収時点で収益を認識しております。

③ ライセンス販売に関する収益認識

ライセンス販売においては、デジタルフォレンジック機器に関する解析ソフト等のライセンスの販売を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として認識しております。

ソフトウェアライセンスは、当社グループのソフトウェアを使用する権利を期間制限なく顧客に提供するか、又は当社のソフトウェアを一定期間のみ使用する権利を顧客に提供するかのいずれかであります。

ライセンス販売は、ソフトウェアライセンスに対する支配が顧客に移転され、ライセンスに係る契約期間が開始した時点で収益を認識しております。

④ 保守サービス及びソフトウェアアップデート等に関する収益認識

デジタルフォレンジック機器、M2M通信機器等において、顧客が使用中の機器に関する保守サービスを提供しております。また、グローバルデータインテリジェンス事業において、ソフトウェアアップデート及びテクニカルサポートサービス等を提供しており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として認識しております。

これら保守サービス及びソフトウェアアップデート等においては、契約期間中において顧客へ継続的なサービスの提供が行われるため、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、期間の経過に応じて収益を認識しております。

（未適用の会計基準に関する注記）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更に関する注記）

前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれていた「投資有価証券売却益」は709千円であります。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. のれん及び顧客関連資産の評価

（1） 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	459,278千円
顧客関連資産	17,211千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれん及び顧客関連資産について減損が生じている可能性を示す事象が認められる場合、のれん及び顧客関連資産を含む資産グループにつき、適用される会計基準に従って減損損失の認識の要否を判断しており、関連する将来キャッシュ・フローを見積もっております。

将来キャッシュ・フローは、当連結会計年度末以降における投資先の事業計画を基礎として見積っており、当該事業計画は、各国の経済状態、投資先が属する経済圏の市場成長率、属する業界の動向等に関する仮定を含んでおります。

見積りにおいて用いた仮定について、投資先の事業計画の達成困難な状況等が生じることにより見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において減損処理が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産　510,301千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来の業績見通し及びタックス・プランニングに基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積もられる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

将来の市場環境の変化などにより、将来の課税所得が想定から大きく変動し繰延税金資産の回収可能性が大きく変動する場合や、税率の改正がある場合、将来の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　2,858,009千円

2. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日　2001年３月31日

再評価を行った事業用土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△109,366千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	24,007,728株	―株	―株	24,007,728株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,740,467株	767,338株	17,989株	2,489,816株

（変動事由の概要）

自己株式の増加767,338株は、単元未満株式の買取による増加38株及び取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加767,300株であります。自己株式の減少17,989株は、ストック・オプションの権利行使による減少3,790株及び事後交付型株式報酬（リストリクテッド・ストック・ユニット（RSU））としての自己株式処分による減少14,199株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日定時株主総会	普通株式	1,113,363	50	2025年3月31日	2025年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,078,895	50	2026年3月31日	2026年6月25日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	23,370株

(変動事由の概要)

新株予約権の目的となる株式の数は、ストック・オプションの権利行使等により3,810株減少しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク低減を図っております。なお、当連結会計年度の末日現在における営業債権のうち34.8％が特定の大口顧客に対するものであります。また、営業債権である受取手形及び売掛金は、1年以内の決済期日であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

有価証券は、資金運用規定に従い、主に格付けの高い公社債等を対象とすることにより、信用リスクの低減を図っております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社において適時に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、経理部が決裁担当者の承認を得て行っております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,594,810千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、金銭の信託、受取手形及び売掛金及び電子記録債権、未収入金、支払手形及び買掛金、未払法人税等及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	8,436,841	8,436,841	―
資産計	8,436,841	8,436,841	―
長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)	175,162	163,683	△11,478
負債計	175,162	163,683	△11,478

3.　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	992,557	—	—	992,557
投資信託	—	7,444,284	—	7,444,284
資産計	992,557	7,444,284	—	8,436,841

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	—	163,683	—	163,683
負債計	—	163,683	—	163,683

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券のうち、株式の時価は、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託の時価は基準価額を用いて評価しておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	グローバルデータインテリジェンス事業	エンターテインメント関連事業	IT関連事業	合計
売上高				
一時点で移転される財	204,846	5,462,859	2,257,532	7,925,238
一定期間にわたり移転される財	1,088,526	－	893,372	1,981,899
顧客との契約から生じる収益	1,293,372	5,462,859	3,150,905	9,907,137
外部顧客への売上高	1,293,372	5,462,859	3,150,905	9,907,137

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結注記表】(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

契約資産（期首残高）	73,319
契約資産（期末残高）	136,147
契約負債（期首残高）	1,135,648
契約負債（期末残高）	1,185,870

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	2,236円91銭
１株当たり当期純利益	441円53銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

1. 役員向け株式給付信託(BBT)

当社は、2025年６月24日開催の第54回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託(BBT(＝Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入し、2025年８月より信託を開始しております。

（1） 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期となります。

（2） 信託に残存する自社の株

信託に残存する当社の株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、180,300千円、30,000株であります。

2. 従業員向け株式給付信託(J-ESOP)

当社は、2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対して自社の株式を給付する「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

（1） 取引の概要

本制度は、当社が定める「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、株式給付規程に基づき、当社の従業員に対し、当社の業績等に応じてポイントを付与します。従業員に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり、当社普通株式１株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。従業員が株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、

当該従業員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、J-ESOP信託から給付を受けます。ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、180,300千円、30,000株であります。

【個別注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1） 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
（2） その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
（3） 満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)

2. デリバティブ取引の評価方法　時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

（1） 製　品	総平均法
（2） 仕掛品	
受託開発品及びアプリケーション開発費用	個別法
上記以外の仕掛品	総平均法
（3） 原材料	移動平均法

4. 固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。 主な耐用年数は、以下のとおりであります。 建　　物　　15 年 ～ 50 年 工具、器具及び備品　　2 年 ～ 20 年
（2） 無形固定資産（リース資産を除く）	
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
市場販売目的ソフトウェア	見込販売収益（数量）又は有効見込期間（３年以内）に基づく定額法
上記以外の無形固定資産	定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数として、残存価格を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金	債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
(3) 役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法（５ステップアプローチ）

以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。また、顧客から取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、グローバルデータインテリジェンス事業において、複数の履行義務を含む契約の場合、独立販売価格に基づいて取引価格を各履行義務に配分しております。

(2) 主な取引における収益の認識

① 物品販売に係る収益認識

物品販売においては、デジタルフォレンジック機器、エンターテインメント関連機器、M2M通信機器等の製造・販売を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として認識しております。

物品販売は、引渡時において、物品に対する支配が顧客に移転するため、引渡時点で収益を認識しております。

② 開発に係る収益認識

開発売上においては、顧客からの受注に基づいて開発したソフトウェアを提供する業務を履行義務として認識しております。

開発売上は、顧客の検収時において、ソフトウェアに対する支配が顧客に移転するため、顧客における検収時点で収益を認識しております。

③ ライセンス販売に関する収益認識

ライセンス販売においては、デジタルフォレンジック機器に関する解析ソフト等のライセンスの販売を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として認識しております。

ソフトウェアライセンスは、当社のソフトウェアを使用する権利を期間制限なく顧客に提供するか、又は当社のソフトウェアを一定期間のみ使用する権利を顧客に提供するかのいずれかであります。

ライセンス販売は、ソフトウェアライセンスに対する支配が顧客に移転され、ライセンスに係る契約期間が開始した時点で収益を認識しております。

④ 保守サービス及びソフトウェアアップデート等に関する収益認識

デジタルフォレンジック機器、M2M通信機器等において、顧客が使用中の機器に関する保守サービスを提供しております。また、グローバルデータインテリジェンス事業において、ソフトウェアアップデート及びテクニカルサポートサービス等を提供しており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として認識しております。

これら保守サービス及びソフトウェアアップデート等においては、契約期間中において顧客へ継続的なサービスの提供が行われるため、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、期間の経過に応じて収益を認識しております。

（未適用の会計基準に関する注記）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更に関する注記）

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の特別利益の「その他」に含まれていた「投資有価証券売却益」は709千円であります。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 関係会社株式の評価

（1） 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,049,093千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式について、実質価額が取得原価に比べて著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

関係会社株式の実質価額は、投資先の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しております。超過収益力等が減少し実質価額が著しく低下した場合、当該株式について評価損を計上する必要があります。

関係会社株式の実質価額の算定の基礎となる事業計画は、各国の経済状態、投資先が属する経済圏の市場成長率、属する業界の動向等に関する仮定を含んでおります。

見積りにおいて用いた仮定について、投資先の事業計画の達成困難な状況等が生じることにより見直しが必要になった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損を認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産　463,959千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来の業績見通し及びタックス・プランニングに基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積もられる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

将来の市場環境の変化などにより、将来の課税所得が想定から大きく変動し繰延税金資産の回収可能性が大きく変動する場合や、税率の改正がある場合、将来の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　1,719,676千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権　6,492千円
 関係会社に対する短期金銭債務　399,412千円
3. 保証債務
 関係会社の金融機関からの借入等に対して、以下のとおり債務保証を行っております。
 EKTech Communications Sdn. Bhd.　200,000千円
4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

 再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

 再評価を行った年月日　2001年３月31日
 再評価を行った事業用土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△109,366千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	売上高	292 千円
	仕入高等	975,854 千円
	営業取引以外の取引高	12,816 千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数　普通株式　2,489,816株

（税効果会計に関する注記）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の原因は、研究開発費等であり、繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金等によるものであります。

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	791円00銭
１株当たり当期純利益	3円43銭

（収益認識に関する注記）

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

収益を理解するための基礎となる情報は、「【個別注記表】（重要な会計方針に係る事項に関する注記）６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。